

国際主義と国際機構の歴史をどう描くか —マーク・マゾワの歴史叙述から考える—

Historicizing Internationalism and International Organization : A Critical Review of Mark Mazower

小阪 裕城¹
Yuuki KOSAKA

はじめに

国際主義と国際機構の通史を描いた歴史家マーク・マゾワが示す今日の世界秩序の展望は暗い。19世紀の「ヨーロッパ協調」体制の世界において人民とその代表者に主権の力を取り戻す運動としてスタートした国際主義は、20世紀には国際機構の設立というかたちで結実したが、特に1970年代以降の世界政治の構造変動のなかで機能不全に陥っていった。今日の世界が見いだしているのは、19世紀とは異なり、国際的な機関と規範が国家主権を手助けするのではなくむしろ制限する手段となっている現実である。各国の有権者の忠誠は依然として自国内に閉じていて、国際機構のようなより大きな政策に関心が向けられることもなく、社会の原子化が進み、「変化させる力」としての市民・階級が消滅し、「消費者」としての個々人は政治家や専門家よりもインターネットの方を信頼する、そのような現実である。国際主義に基づいた「世界統治」(Governing the World)は「過ぎ去った夢になりつつある」とマゾワは結論する¹。

このようなマゾワの歴史認識と現在認識は、果たして妥当なのだろうか。歴史を描くという行為が「現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」であるとするならば、マゾワの見出す「現在」は「過去」についての彼の歴史認識の産物であると同時に、彼の描く「過去」は、歴史家としての彼を取り巻く「現在」についての認識の投影でもある²。

本稿はマーク・マゾワ『国際協調の先駆者たち—理想と現実の200年』(NTT出版、2015年)の歴史叙述を受けて、国際主義と国際機構の歴史をどう描くかという課題について考えてみたい。結論を先取りすれば、本稿はマゾワの議論を批判的に検討しつつ、国際機構の「社会的裾野」を射程に収めるかたちで国際主義と国際機構の歴史像を紡ぎ出していくことの重要性を提起するものである。

近年、国際機構を歴史的文脈のなかに位置づける研究の蓄積が急速に進行している。伝統的に国際法学者が国際機構研究を主導してきた日本においても、国際機構の存在を国際政治や帝国と脱植民地化、あるいは冷戦の文脈のなかに位置づける歴史研究が続々と著されている³。マゾワの研究が邦訳され、大きな注目を集めているのも、そうしたトレンドの一環である。しかし、近年の研究動向において、国際連盟や国際連合の社会政策に注目する研究はあっても、本稿の提起するような、国際と国内、外交と社会を往還するような、「社会的裾野」を包摂した国際機構史の取り組みは未だ稀有である。

以下、第一節ではマゾワの歴史叙述について、著者が好対照だと考える入江昭の歴史叙述と対比しながらその特徴を把握し、第二節ではマゾワによる国際主義の描き方について議論する。そのうえで本稿は第三節において、パレスチナ/イスラエル問題をめぐる国連政治の歴史と現状を一つのケースとして取り上げながら、マゾワの叙述とは異なるかたちで国連と国際主義の歴史像を探っていく可能性と必要性を提起したい。

第一節 マーク・マゾワと入江昭

マゾワはいかなる「現在」を念頭に置いて「過去」と向きあっているのだろうか。彼の叙述の前提にあるのは、「国際機関を信頼していた時代から、国際機関という発想を失った時代」へと移り変わっているという歴史認識である。マゾワにとって、「現在」とは「国際主義者の思い描く現世のユートピア」の思想、「人類のよりよい未来の展望、人類全体の解放を約束する展望」が失われてしまった時代なのである⁴。

そのような現在認識から描かれる本書の目的は、国際組織をめぐる「様々なアイディアの歴史的進化を辿る」こと、「国際機構が実現する経緯」を示し

1 関西外国語大学外国語学部助教

ていくことによって、「今日残されている展望を探る」ことにある⁵。マゾワの議論において鍵となるのが、19世紀の「ヨーロッパ協調」体制がはらんだ問題に対する処方箋としての「国際主義」である。国際主義が世界秩序の構築者に採用され、権力政治と結びつくときに何が起るのか。彼の問題意識は、国際機構として結実する国際主義の思想の根底にあるイデオロギー的目的を問い直すことで、理念と国益の間の緊張関係を描き出すことにある⁶。

マゾワが批判するのは、「国際主義はグローバル共同体の美德が少しずつ勝利したことの表れだと称える歴史家たち」の楽観主義であり、また、「国際組織を列強の願望のただの隠れ蓑と見る学者たち」の悲観主義である⁷。このような問題意識は、本書以前の研究においても一貫して見られる通奏低音となっている。例えば前著『国連と帝国』においてマゾワは以下のように述べている。「ここ数年の間に出現してきたのは、国連が何をするために創立されたのかについて、きわめて偏った見方をしたり、国連の創立者たちがけっして応えるつもりがなかった期待を生じさせるような、大量の研究成果である。…(中略)…今の時点でわれわれに必要なのは、国連の創立者たちが実際には何を胸中に抱いていたかをもっと醒めた目で見ることであり、国連がどのように一步を踏み出したか、どのような機構になるはずだったのか、ということについてあまり当然のものと決めつけないことである。」⁸このような彼の国連論の嚆矢と言えるのが、第二次世界大戦後の国際人権の出発点を論じた論考「人権の奇妙な勝利」である。ここでも彼は、第二次世界大戦後の国際人権レジームの成立を、単線的な発展史として描くことを批判し、戦間期のマイノリティ保護システムが放棄されていく過程との連関で論じている⁹。このように、マゾワが一貫して批判してきたのは、冷戦終焉後の新世界秩序のユーフォリアや米国の単独行動主義という「現在」についての批判的問題意識を歴史に投影しようとする歴史家たちのスタンスなのである。

さて、上述のようなマゾワの基本的問題意識を確認したところで、筆者が国際主義と国際機構の歴史叙述のあり方を考える上で比較の対象として想起するのは、入江昭による一連の著作である。マルチ・アーカイブを駆使した国際関係史家として米国の学界で多くの先駆的業績を著してきた入江は、特に1990年代以降、歴史を主権国家間の関係史としてではなく、非国家主体が国境を越えて織り成すトランスナショナル・ヒストリーやグローバル・ヒス

トリーとして描くことの重要性を提起し、自らその領域を先導するような研究を発表してきた。例えば、1998年に公刊された研究において、彼は秩序の形成過程における「中小国」出身の個人の貢献の歴史を描いた。その意図は、「一九世紀後半以降の国際関係史を主権国家間の相互関係というよりもむしろ、個人や集団が国境を越えて織り成す行為の総体として描く」ことにあった¹⁰。

入江はその後も同様の問題意識に基づいた研究を展開した。2006年の著作『グローバル・コミュニティ』は、「本書は国家以外の集合体である国際機構や非政府組織を中心とした歴史もあるのだ、ということを中心とする」とし、「もちろんそれは国家の存在や国家間関係の重要性を否定するものではないが、それだけに関心を奪われていると世界の流れを的確にとらえることはできない。グローバル・コミュニティというものがあるとすれば、それを形成するのは根本的には個々の人間であり、彼らが作り出す集団であろう。国家もまた一つの集団にすぎない。」と述べる¹¹。

入江の問題意識がマゾワの対極にあることは明白だろう。入江が国家間の権力政治とは異なる歴史として国際主義の歴史を再構成しようとするのに対して、マゾワは国際主義と権力政治の結びつく様を捉えようとする。入江の歴史叙述と対比することによって、マゾワの歴史叙述の特徴と位置づけが明瞭になり、その問題意識が捨象するものも見えてくる。以下では、この二人の問題意識を両極とするスペクトラムを意識し、そのはざまに国際主義と国際機構の歴史叙述のあり方を考えてみたい。

第二節 国際主義をめぐる

マゾワが『国際協調の先駆者たち』の第一部で描くのは、19世紀の「ヨーロッパ協調」体制がはらんだ様々な問題に対する解としての国際主義の歴史である。キリスト教平和主義や関税撤廃・自由貿易運動、マツィーニの主導したナショナリズムの国際主義、マルクスの共産主義、法的国際主義や国際連盟設立への動きなど、様々な集団やイデオロギーが「国際」(international)の名のもとに雑居していた。理念と国益が結びつくさまを批判的に捉えるマゾワの叙述は、多種多様な国際主義がいわば「主流化」していくことによって、次第に権力政治に取り込まれていく場面を強調する。例えば、コブデンの自由貿易運動は19世紀前半でもっとも成功した国際主義だったが、やがてそれは帝国主義政策の理論的根拠となっていく。国際主義は、「成功す

るときには、政治家に利用されて本来の活動家が考えてもみなかった目的に利用される」ことになるのである¹²。

19世紀後半のヨーロッパにおいて、法は革命を志向しない新しい国際主義であり、法律家はその担い手だった。しかし、「その推進者は権力を完全になくそうとするより、権力と妥協する道を進んで探ろうとした」。マゾワーによれば、「20世紀の初めには、国際法は、かつてのユートピア的国際主義の信条が国家によって飼い慣らされた顕著な例となっていた」のである¹³。同様に、科学者もまた国際主義の担い手だった。「国際主義は、科学者が集まり、国家間の争いを脇に置いて世界と人類全体をありのままに扱う、政治抜き場を作れる可能性をとくに高めた。」¹⁴だが、20世紀になると国家が科学のバックにつくことになり、科学者は国益と普遍的目標のはざままで分裂してしまうのだった。

国際主義の集大成というべき国際連盟の創設過程もまた、権力政治とイデオロギーが交錯し、国際主義が換骨奪胎されるプロセスに他ならなかった。19世紀の国際主義は主に小国を中心に展開されており、大国は国際主義にほとんど関心を示さなかった。では、なぜ第一次世界大戦後の諸大国は「ヨーロッパ協調」に変わる新たな国際主義を推進し、国際連盟を創設したのか。マゾワーが強調するのは、米大統領ウッドロウ・ウィルソンや南アフリカのヤン・スマッツといった政治家たちの政治的意図とイデオロギーである。ウィルソンは新たな国際機構を構想するにあたって、法律家に権限を与えず、政治の場を重視しようとした。アメリカでも興隆した法的国際主義（遵法主義）よりも、自身が新大陸で築こうとしていた「米州連合」をモデルとするようなアメリカニズムを重んじていたのである。連盟創設のもう一人の立役者であるスマッツもまた単なる理想主義者ではなかった。彼の構想の根底に存在したのは、「帝国」を維持するという課題の処方箋としての、「白人の誇り」としての国際主義」だった。結局のところ国際連盟とは、「アメリカの伝道師的な熱意とイギリスの帝国主義的な計算の融合」だった。それは「19世紀の帝国の世界と20世紀の国民国家の台頭を橋渡しするもの」だった¹⁵。

第二次世界大戦後の国際連合の創設についても、マゾワーは同様の評価を与える。国連創設の過程をカバーする第七章の叙述は、小国のエージェンシーよりも大国の意思と結束を強調するものとなっている。1944年のダンバートン・オークス会議から1945年のサンフランシスコ会議に至る政治過程に

おいて、幾多の中小国が米英ソといった大国に対して異議を申し立てた。だが、諸大国は「不満はあっても他に選択肢のない小国はいずれ賛成するだろうと考えて、動じなかった。」マゾワーによれば、国連とは、「いかなる代償を払っても戦時中の大国の連携をそのまま維持する手段だった」のである¹⁶。

20世紀後半の歴史を論じる第二部は、覇権国アメリカと国際機構の関係に力点を置いている。この時期の大半を占める冷戦の展開は、国際主義を頓挫させたわけではない。むしろ冷戦は「国際主義を再定義し、その限界と目標、さらにアメリカの支配力との関係を定めた」のである¹⁷。冷戦期のアメリカ外交にとって、国際機関の活用は選択肢の一つとなった。状況に応じて「単独」と「多国間」を使い分けるアメリカの国際主義がここに姿を現したのだった。

他方で、特に1960年代以降の脱植民地化の潮流は、国連総会における「第三世界」の台頭という状況をもたらした。アメリカが国連において「野党」となる時代が到来したのである。ダニエル・パトリック・モイニハンの論文「野党のアメリカ」は、そのような状況に対する処方箋としての新ウィルソン主義を立ち上げることを提起するものだった。国連というある種の国際的な議会の場においてアメリカが「野党」の立ち位置にあることを認識した上で、第三世界の押し出す「平等」に対抗し、自由主義の価値を主張していかなければならないとする彼の議論は、「植民地独立とその結果に対するアメリカのきわめて新しい多層的な対応の知的基礎」となった。そして国連におけるアメリカの反撃が、経済・人権・環境といった領域で繰り広げられた。1980年代には「金融にもとづくアメリカの新しい国際主義」が登場し、国際通貨基金（IMF）に新たな役割が付与され、新しい世界統治のモデルとしての、新自由主義的なグローバリゼーションが推進されていく¹⁸。

冷戦の終焉した90年代までには、かつてマッツイーニが唱えたようなナショナリズムと国際主義の相互補完という想定限界が露わになっていた。抑圧的な政治体制や相次ぐ人権侵害の経験を踏まえた世界は、70年代以降には国家主権の正統性に厳しい条件を課すようになった。国連もまたそのような新しい態度を採用した。冷戦後の世界は「新世界秩序」の名の下に国際主義の気運を改めて高揚させることになったのである。しかし、ここでマゾワーが看取するのは、やはり多国間主義と単独行動主義の緊張である。すなわち、西側諸国にとって、人権が

国家主権に対して優先されるべきものとされるなかで、国連がこの人権規範を守護するために有効に機能し得ないとき、国連そのものの権威が乗り越えられてしまう事態が生じるのであった。90年代の人道危機の時代の国連支持者たちは、「国連を、より高い道徳的目的のための手段とみなしていた」がゆえに、国連が「国際主義の精神を維持できなくなると離反する可能性がつねにあった」のである¹⁹。

以上、マゾワの歴史叙述を特に国際主義の評価に注目しながら確認してきた。彼は国際主義に明瞭な定義を与えてはいない。第一部では様々な担い手による多様な思想と運動の「雑居」として国際主義が描かれたのに対して、第二部では主としてアメリカに焦点が当てられ、国際主義と冷戦外交が交錯する様が描かれている。しかし、第二部においてもアメリカ以外の主体を担い手とする国際主義の動きが言及されていないわけではない。例えば第三世界の台頭がもたらした国連総会の構成国の拡大については、「その拡大は民族自決の原則が勝利したことの証であり、世界の新しい国際主義の基礎となった」と評される²⁰。また、90年代以降の反グローバリゼーション運動もまた、「権力や制度に深い疑念を抱き、19世紀の普遍的人類愛という古いヴィジョンを現代に焼き直した、彼ら独自の国際主義の表れだ」として、「国際主義」の一つとして位置付けられている²¹。だが、それらの国際主義に対するマゾワの叙述は実に冷淡である。

ここで改めて、マゾワの叙述の構造と問題点について整理したい。第一に、思想史的アプローチを基調とする彼の議論全体を眺めるとき、国際主義についての議論の構造が「逆三角形」になっていることが指摘できる。すなわち、第一部において、「ヨーロッパ協調」の問題に対して多種多様な処方箋を提起しようとした様々なアクターの思想と運動が取り上げられているのに対して、20世紀後半を扱う第二部ではアメリカに、それも政官と経済界の指導者たちの言説に焦点を絞っていく。前述のように、新興独立国や反グローバリゼーション運動もまた「国際主義」の名のもとに言及されているものの、あくまで部分的なものであり、与えられている評価も低い。多様なアクターの思想と運動を視野に収めた第一部から、アメリカに絞られた第二部へと、時代を下るにつれて議論の対象が限定されていくのである。

第二に指摘できるのは、第二部における個々の議論の構造が「確かにA→しかしB」という流れになっていることである。例えば、第二次世界大戦後

には世界連邦運動が盛り上がりを見せたが、冷戦の政治に取り込まれてしまう（第8章）。人権の国際的保護の潮流が盛り上がりを見せたが、反植民地主義の動きに換骨奪胎されてしまう（第11章）。NGOや市民社会の台頭が見られたが、それはヒューマンライツ・ウォッチのような形で冷戦政治に取り込まれ、あるいは80年代には半ば官製のNGO（GONGO）のような形でレーガン政権に利用され、市民社会と国家権力の境界が曖昧になっている状況が生まれる（第11章）。冷戦後の90年代には国連事務総長コフィ・アナンの下で、経済より人間の生活を重んじ、多様なアクターが織り成すグローバル・ガヴァナンスの重要性が強調されたが、しかし2001年の9.11テロ以降、新帝国主義とも称される思潮によって取って代わられてしまう（第12章）。このように、マゾワの叙述は理念と権力政治の結びつきを強調し、入江が強調するような国際主義の可能性を示すような思想や運動、現象に対して次々と蓋をするかのように逆接の接続詞を付していくのである。本稿の冒頭で紹介したように、マゾワが示す今日の展望は悲観的なものとなっているが、それはこの「確かにA→しかしB」を骨格とする歴史叙述の産物なのである。

筆者がマゾワの歴史叙述において抱く違和感はまさにこの点に関わる。「A」という新たな潮流の出現に対して、「しかしB」という一面があることを鋭く指摘するマゾワの議論は重要である。しかし、彼の叙述で捨象されているのは、「A」という潮流のなかで依然として「B」に取り込まれることのない健在な部分の存在である。この点は、そもそも歴史において「現在」を形作るものは何か、という問いにも通じよう。たとえ「A→しかしB」という傾向が顕著に観察されるのだとしても、マゾワの叙述が捨象するような、依然として「B」になっていない部分もまた「現在」を形作っている構成要素なのではないか。

換言すれば、マゾワが描きだそうとする「国際主義」の思想の限界とは、「大文字の国際主義」の終焉を意味するものだと言える。彼の議論が想定するのは、世界秩序という大きな問題に対して工学的な解を提供するものとしての国際主義なのである。ゆえに、マゾワは多様な主体が紡ぎ出す「新しい国際主義」を評価せず、その限界に光を当てる。例えば第三世界の台頭については、その新しい国際主義によってもたらされたのは「無責任」であり、国連は「実質」より「象徴」としての意味が強くなってしまったと、辛辣な評価が下される²²。

筆者は国際主義と国際機構の歴史を描くうえで、上述のようなマゾワの議論から零れ落ちるような「小文字の国際主義」を見出し、丹念に分析して評価する必要性を感じている。そして、この点にこそ、マゾワと入江昭の間で国際機構史をどう描くかという、本稿の問いを考える手がかりがあると考える。国際主義と権力政治の結びつきを批判的に検証したマゾワと、権力政治とは別の潮流としての国際主義を描いた入江の叙述の狭間には、権力と向き合いつつ、人々が何を求め、何を達成し、何を達成できなかったのかという問題がある。国際主義と国際機構に関心を抱く歴史家はこの問題をいかに捉え、叙述することができるだろうか。国際主義を世界秩序の問題の解として前提とするところから歴史を論じ、国際機構の機能不全を指摘するのではなく、世界政治の「社会的裾野」で生きる人々の動きを国際主義の観点から捉え、国際機構史の叙述に包摂し、評価する必要があるのではないか。次節では、パレスチナ/イスラエル問題の展開を一つのケースとして、国際機構史としてのラフスケッチを提示したい。

第三節 綱引きの場としての国連

2017年に始動した米国トランプ政権は発足後一年にして、国内外に様々な混乱をもたらしている。2017年12月のトランプ大統領によるエルサレムのイスラエルの首都としての承認表明演説と米国大使館の移転は、まさにそのような混乱の最たるものの一つである²³。米国の決定は世界を揺るがし、各国の非難を招いた。

このエルサレム問題をめぐる米国の決定は、どこまでがトランプ政権の特異性の現れなのだろうか。アメリカ政治外交研究としては歴史的な文脈のなかに今日の問題を位置づけて再考する必要があるだろう。アメリカ政治においてイスラエル・ロビーが強大な影響力を有しており、故に米国は歴史的に親イスラエル政策を展開してきたことはよく知られている事実である。パレスチナ/イスラエル問題をめぐるトランプ政権の政策の特異性は、米国-イスラエル間の「特別な関係」の歴史を踏まえながら、検討されるべきである。

他方、本稿の主題である国際機構史の観点からするならば、トランプ演説の一年前にあたる2016年12月の国連安全保障理事会が、イスラエルの占領政策を非難する決議案を可決していたことが思い出される²⁴。イスラエルの立場を擁護する米国の拒否権行使によって同種の決議案がたびたび葬り去られてきた歴史を思えば、オバマ政権が拒否権を行使し

なかったことで成立したこの決議は画期的だった。これに対して、既に11月の大統領選挙に勝利していたドナルド・トランプは、「国連に関しては（自分の就任する）1月20日以降に全てが変わるだろう。」と、一年後を予言するかのようツイートを発していた²⁵。実際、トランプ政権は2017年12月に国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO）からの脱退を表明し、さらに2018年6月には国連人権理事会（United Nations Human Rights Council）からの脱退を発表した。それらの組織がともに「反イスラエ尔的な偏見」に満ちていることが脱退理由の一つとしてあげられている²⁶。

国連を中心とする一連の国際機構はいま、パレスチナ/イスラエル問題をめぐる綱引きの舞台になっている。エジプトは国連安保理において米国によるエルサレム首都承認を非難する決議案を提出したが、それは米国の拒否権によって葬り去られた。拒否権制度を持たない国連総会は米国を非難する決議案を賛成多数で可決したが、総会決議は法的拘束力を有さず、米国及びイスラエルの行動に直接的な影響を及ぼすものではない。そしてトランプ政権は総会決議の賛成国に対し、援助削減を示唆するなど脅しをかけている²⁷。

このような現状を前にしたとき、マゾワに倣って現在の国連には問題解決に向けた「実質」が欠如していると批判することもできよう。しかし、その前にまずは一步下がり、綱引きの場としての国連を歴史的に俯瞰したとき、どのような歴史像が浮かび上がってくるだろうか。以下では、エルサレム問題からスタートして、パレスチナ/イスラエル問題を米国-国連関係の歴史的な文脈の中に位置づけてみたい²⁸。

(1) ユダヤ・ロビーの影響

1947年11月の国連総会によるパレスチナ分割決議は、エルサレムを国際管理のもとに置くことを定めた²⁹。しかし、1948年のイスラエルの建国とそれに続く第一次中東戦争の結果、西エルサレムはイスラエルの占領下に置かれた。1949年にはイスラエルが西エルサレムを首都として宣言し、実際にテルアビブから西エルサレムへと首都を移転していった。しかし、このようなイスラエルによるエルサレム統治の既定事実化に対して、国連が実質的にできることはほとんどなかった。国連総会の決議は強制力を伴うものではなかった。また、分割決議を支持した米国も決議履行のために力行使する意思も準備も

なかった。

以後、エルサレム問題は常にパレスチナ/イスラエル問題の重要な論点の一つとなる。このエルサレム問題に付随するのが、各国の大使館移転問題である。大使館は首都に置かれるのが通例であるが故に、エルサレムに大使館を置くことは、国連決議に反してエルサレムを占領し、首都と宣言するイスラエルの主張と主権を承認することを意味してしまう。ゆえに、各国にとって、大使館のエルサレム移転問題は長期にわたってその国のパレスチナ/イスラエル政策の重要な問題であり続けている。米国をはじめとする各国はイスラエルの主張を支持せず、大使館をテルアビブに置き続けた。米国はさらに、エルサレムで開催される独立記念パレードなどへの出席も、ボイコットし続けてきた³⁰。米伊両国の「特別な関係」は初めから存在していたわけではなかった。特に1950年代の米国外交にとって、中東諸国を米国の冷戦戦略に動員することが課題だった。アラブ諸国との関係を重視し、その矛先がイスラエルではなくソ連へ向かうような環境の構築を目指していた。アイゼンハワー政権下の米国はアラブとイスラエルの間で等距離外交を推進し、米国内のシオニスト運動の主張とは距離を置いていたのである。

しかし、米英が共同で目指したアラブとイスラエルの対立の緊張緩和は、エジプトとイラクを対立軸とするアラブ諸国間の対立、エジプトのイスラエルへの反発と対米不信感などによって挫折する。イスラエル側もまた、米英やアラブが求めたパレスチナ難民の帰還権の問題で譲歩しようとしなかった。安全保障を追求するイスラエルにとって、難民の帰還は国内に「第5列」を形成することを許すことに他ならず、到底認められるものではでなかった³¹。

こうしてパレスチナ問題の解決がデッドロックになっていくなかで、50年代中葉以降の米国は徐々に問題解決へ向けた努力に消極的になり、パレスチナ難民については国連を通じた救済に力点を置くようになっていった。国務長官ジョン・フォスター・ダレスは米国内のユダヤ・ロビーからの圧力が消極化の背景にあったことを指摘する³²。米国外交のアラブ重視に対して、米国内では政治的影響力の強化を企図するユダヤ・ロビーの組織化が進み、米国政治への働きかけを強めていた。米国はエルサレム問題についてもこの時期から重点イシューとすることを避けるようになっていく。

だが、それでもエルサレムに対する米国の基本的な態度に変更はなかった。1967年の第三次中東戦争におけるイスラエルの東エルサレム併合によって、

米国もイスラエルのエルサレム統治が既定の事実になっていることを事実上黙認せざるを得なくなっていたけれども、公的な承認と大使館の移転は拒み続けた。国連決議にこだわったが故にではなく、アラブ-イスラエル紛争において両者の間に立つ政治的配慮の故に、米国はエルサレムを首都とするイスラエルの主張を認めず、エルサレムの将来の地位については当事者の交渉による解決が図られるべきだと主張し続けた。以降の歴代政権は、大統領選挙の際には大使館の移転をしばしば公約として掲げながらも、実際にはこれまでの路線を堅持し、大使館のエルサレム移転を目標として掲げる国内のユダヤ・ロビーの圧力との間で葛藤してきたのである³³。

他方、定期的な選挙の洗礼を受ける議会の場合、ユダヤ・ロビーの活動にはいっそう敏感にならざるを得ないところがある。60~70年代には米国政界において「米国イスラエル広報委員会」(The American Israel Public Affairs Committee, AIPAC)をはじめとするイスラエル・ロビーが米国の中東外交の形成過程に対する大きな影響力を確立するに至った。高度な情報収集能力と巨額の政治資金調達能力を有するAIPACは、情報提供を行うことで議員の立法過程や政策判断に有形無形の影響力を行使し、選挙の際には対イスラエル政策について踏み絵を迫り、態度を改めない候補者には大々的な落選キャンペーンを展開してきた。「私たちAIPACは、二十四時間以内に、この紙ナプキンに70人の上院議員たちの署名を集めることができる」と豪語するAIPACの実力は、誇張はあるとしても決して虚構ではない³⁴。

ゆえに、米議会にはエルサレム全市に対するイスラエルの主権の主張を支持する傾向がある。特に1980年代以降、米国大使館をテルアビブからエルサレムへと移転すべきだとする議会決議が繰り返し出され、政権に対して圧力をかけてきた。1995年には、大使館移転問題において一つの大きな画期となった立法である「エルサレム大使館法」(P.L.104-45)が制定された³⁵。同法は1999年5月までに大使館をエルサレムに移転することを定めたが、その第7項によって大統領には米国の安全保障上の利益のために必要と判断されるならば半年ごとに同法の履行を差し止める権限が与えられた。以後の歴代政権は半年ごとにこの第7項の規定する権限を行使し、大使館移転の履行を控えてきた。トランプ政権もまた2017年6月にはこの第7項に基づき、大使館移転を延期する決定を下していた³⁶。

(2) アメリカ社会の変化

他方、ユダヤ・ロビーが強い政治的影響力を振るうアメリカ社会において、変化の兆しも現れている。2015年のイラン核問題をめぐる国際合意はそのことを如実に示すものだった。イスラエルが反発し、イスラエル・ロビーが大々的に反対キャンペーンを展開したにもかかわらず、オバマ政権は合意形成と履行に向けて邁進し、多くの議員が合意賛成に回ったのである。また、2015年7月の世論調査が、アメリカ・ユダヤ人の53%が米議会によるイラン核合意の承認を支持し、反対は35%だったことを示したように、イスラエル・ロビーが必ずしもアメリカ・ユダヤ人の世論を代表し得ているわけでもない³⁷。注目すべきは、ユダヤ系ロビー団体として2008年に活動を開始し、パレスチナ問題の二国家解決案を掲げてイスラエルの入植・占領政策や繰り返される軍事介入と人権侵害を批判している「Jストリート」(J Street)の存在である。同団体の影響力拡大の背景には、イスラエルの占領政策に対して批判的な若い世代の台頭がある。上の世代がホロコーストの記憶の故に脅威に対する備えと安全の砦としてのイスラエルを重視するのに対し、若い世代のイスラエル観はガザやレバノンで繰り返される武力行使やインティファダによって構築されており、その関心は占領地の非民主的な状況に向かう傾向があるというのである³⁸。

こうした現状を前に、ピーター・ベイナートはイスラエル・ロビーの活動は新たなフェーズに入りつつあるのではないかと指摘する。冷戦期にはアラブ諸国とパレスチナ解放機構(Palestine Liberation Organization, PLO)を主たる敵としたイスラエル・ロビーは、オスロ・プロセス期には標的をイランへと移した。ホロコーストを否定し、攻撃的レトリックで反米・反イスラエルを叫ぶアフマディネジャド政権は特に警戒されるべき存在だった。だが、2013年に成立したロウハニ政権のイランとオバマ政権との間で対話が進行した。イスラエル・ロビーの徹底抗戦にもかかわらず、趨勢は覆らなかった。そしてこの時期に一層露わになったのがイスラエルの孤立である。2005年にパレスチナの市民社会から始まったBDS(Boycott, Divestment, Sanctions)運動は、人権と国際法に依拠した非暴力運動としてグローバルに拡大している。AIPACがワシントンにおいて大きな影響力を保持する一方で、BDSは議会政治を迂回する形で経済的社会的に勢力を拡大しているために、結果的に米国社会におけるAIPACの影響力を相対化しつつある。今やイスラエル・ロビーの

主戦線は反BDSへと移行しているとさえ言われているのである³⁹。

(3) 「居ごちの悪い場所」としての国連

米伊の「特別な関係」の根底で進行しているこうした変化は、もちろん単線的ではあり得ない。BDSの一環として2013年にアメリカ学会(American Studies Association, ASA)が決議して始まった学術ボイコットに対する逆風は、日本から観察していても凄まじいものがあった⁴⁰。SNSでガザ攻撃を批判した研究者がイリノイ大学からの採用を取り消されたのは2014年のことである。各大学では親イスラエル学生団体の設立が相次ぎ、各州では反BDS法が次々に成立している。

しかし、イスラエル・ロビーの強さにのみ目を奪われていると、近年の米国社会の変化やBDS運動の世界的拡大が国連という場が作り出す大きな国際的潮流の中に位置していることを見損なってしまうのも確かである。1960年代以降のアジア・アフリカの新興独立国の大量加盟によって、国連はその性格を大きく変えてきた。国際法学者の最上敏樹が表現するように、国連総会や各種の専門機関が人権や反植民地主義といった規範の設定能力を身につけていったことで、国連は徐々に米国にとって「居ごちの悪い場所」になっていった⁴¹。1975年の国連総会決議3379がシオニズムを人種主義の一形態として非難したのは象徴的である。第三世界が台頭するとともに、NGO等のトランスナショナルな市民社会が発言力を高めていく時代にあって、拒否権制度のない国連総会や各種専門機関が米国のヘゲモニーの貫徹し得ない場所として浮上する。マゾワーも引用したモイニハンの表現を借りるならば、国連においてアメリカは紛れもなく「野党」の位置に立たされるようになった⁴²。そのような場にあってイスラエルのパレスチナ政策とそれを支持する米国は国際社会の圧力に晒され続けることになる。事実、PLOはそのような国際社会の潮流に乗っかり、国際機構の舞台を活用した「外交」を展開することで一定の成果を挙げてきた⁴³。だからこそ米国の中東外交は国連を迂回した二国間の和平を推進してきたのである⁴⁴。

そのような大きな歴史的構図を念頭に置くと、近年のパレスチナ自治政府の動きは注目に値しよう。2011年に国連への加盟申請を阻止されたパレスチナは、同年にUNESCOに加盟し、2012年には国連総会の「非加盟国」(non-member state)としての参加資格を獲得した⁴⁵。国連に正式加盟するには安保理の承認を必要とするが、そこは米国が拒否権を

有する場所である。ゆえに、パレスチナは安保理を迂回する形で国際社会のメンバーシップを追求し、徐々にそのステータスを上げつつある。さらに、「国家」としての国際承認を得ることによってパレスチナが各種人権条約へ参加する道が開かれ、2015年には国際刑事裁判所（International Criminal Court, ICC）に123番目の国家として加入した。イスラエルはICCに参加していないが、参加国内で起きた重大な人権侵害の場合、被告人の国籍に関らず裁くことが可能になるのである⁴⁶。実際、ICCは2018年7月、パレスチナ占領地におけるイスラエルの戦争犯罪についての予備審査を開始している⁴⁷。

イスラエル・ロビーの強い影響力に規定され、安保理において幾度も拒否権を行使して国連の関与を阻止してきた米国は、和平を仲介しつつ常にイスラエル寄りの姿勢を示し、パレスチナが受け入れられないような要求を支持してきた。和平交渉の間も入植地の拡大は停止されず、交渉が長引くほどパレスチナに不利な状況が強化されてきた。近年のパレスチナは、そんな米国の仲介による和平という解法を見限り、国際機構という舞台へ乗り出している。パレスチナにとって、国際主義と国際機構にこそ活路があるのである。2016年12月のイスラエルの入植地拡大を非難する国連安保理決議2334を勝ち取ったパレスチナ自治政府の「外交」もまたその一環と言えよう⁴⁸。それはBDS運動のようなグローバルな市民社会の動きとも共振するものである。対するイスラエル・ロビーは、国際機構を武器として活用するパレスチナの動きがBDSと共鳴することを警戒している。安保理決議2334と同じ日、国連総会第5委員会は、国連人権理事会がイスラエル占領地でビジネスを展開する企業のデータベース化に資金を提供することを決議した⁴⁹。これについて、イスラエル・ロビーの一角であるブネイ・ブリス（B'nai B'rith）は、国連がBDS運動の「事務局」になろうとしているとして警戒を強めているのである⁵⁰。また、トランプ政権はICCが米国の主権を損なうことを非難したうえで、制裁をかける可能性を示唆し、のみならずパレスチナがイスラエルをICCに提訴したことを理由として、PLOのワシントンDC事務所の閉鎖に踏み切っている⁵¹。

2018年5月23日、パレスチナ自治政府は米国大使館のエルサレム移転への対抗措置として、国連工業開発機関（UNIDO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、化学兵器禁止条約（CWC）に加盟した。自治政府高官は加盟の狙いについて「パレスチナ国家の地位を強化することだ」と語る⁵²。パレス

チナはさらに7月には、現在135カ国から構成される国連における途上国ブロックであるG77（the Group of 77）の2019年の議長国に選出され、10月の国連総会はパレスチナがG77議長の任にある際には国連の正規加盟国と同様に振る舞うことを承認した⁵³。

パレスチナ/イスラエル問題をめぐる綱引きは今後も続く。綱引きの行方を探求するためには、各地におけるBDSをめぐる綱引きと国際機構の動きの共振を観察する必要がある。国際社会と各国社会の間を往還する視座を養っていくことが求められるのである。

おわりに

20世紀が「アメリカの世紀」だったことを前提とするならば、マゾワーが覇権国アメリカに焦点を当てるかたちで国際主義と国際機構の歴史を描き、結果として世界秩序の問題の解としての国際主義が構造的に行き詰まっている様を描くことになったのは、理解できないことではない。だが、本稿で素描したような、パレスチナをめぐるグローバルな綱引きの「現在」を念頭に置くならば、改めて20世紀の国際主義と国際機構の歴史をマゾワーの叙述とは異なるかたちで、国際政治と社会的裾野の双方を視野に入れて、描き直していく作業が求められるのではないだろうか。そのような歴史研究の手がかりとなる好著として、エレズ・マニラの『ウィルソニアン・モーメント—民族自決と反植民地ナショナリズムの国際的起源』を挙げておこう。マニラは第一次世界大戦時にウィルソン大統領の掲げた理念をめぐりポリティクスを描いた。「14ヶ条原則」や「民族自決」といったウィルソンの理念は、実際にはロシア革命に対抗し、東欧の戦後秩序を再建するための原理として提示されたものであった。だが、それらの理念は、ウィルソンの意図を離れた形で世界の人々に受容される。ウィルソンの理念に、エジプトやインド、朝鮮や中国、インドシナといった地域の人びとは期待を抱いた。そして、パリ講和会議の政治過程によって人々の期待は幻滅に変わり、反植民地主義ナショナリズムへと転化していく。ウィルソンの提示した理念が独り歩きする形で、人々の政治的主体化の力学が駆動し、それが第一次世界大戦後の反植民地主義の潮流を生み出したのである⁵⁴。ウィルソンの国際主義と、その他の人々が織り成す多様な国際主義が交錯するところに新たな世界秩序が生まれてくる瞬間を捉えようとする歴史叙述である。

2018年現在、「アメリカ・ファースト」を掲げる

トランプ政権の国際機構・制度に対する敵意はとどまるところをしらない。UNESCOに加えて国連人権理事会からの脱退を発表した同政権の矛先は、さらに国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East, UNRWA）に向けられ、8月31日には拠出金の全面的打ち切りを発表した。UNRWAは70年にわたってパレスチナおよび周辺国の難民キャンプにおける教育・保健・インフラ整備等を支えてきた。UNRWA等の国際機関によるパレスチナ人の雇用機会の提供は失業率が40パーセントを超えるガザ地区において非常に大きな意味を持っている。最大の拠出国アメリカの拠出金打ち切りがパレスチナおよび周辺国の難民キャンプに与える影響は非常に大きく、深刻な人道的危機と地域的混乱が予期されている⁵⁵。国際主義と国際機構をめぐる現実、マゾワーが提示した暗い展望をなぞっているかに見える。

しかし、米国政府が国際主義から後退しても、国際主義は生きている。そのことを示す事例を二つ挙げよう。連邦政府が国際主義に背を向けるなかで、米国の州や自治体は依然として国際主義にコミットし続けている。その中心には全米州知事協会（National Governors Association, NGA）がいる。グローバリゼーションの時代にあつて、米国の自治体もまた国際経済活動に関わり、米国の対外関係に関心を持たざるを得ない。のみならず、排外主義の渦巻くトランプ時代にあつて、諸外国の政府・州・自治体や諸外国企業の方もまた、ワシントンDCの外側に協力のパートナーを見いだすようになっていく。いまや米国の州や自治体は濃密な国際的ネットワークのなかで活動しているのであり、ゆえにNGAは知事たちに各国のカウンターパートたちと接触・協力するための便宜を図ることを任務とする新たな組織を設立した。さらに、2017年にトランプ政権が地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）からの離脱を発表したことを受けて、カリフォルニアやニューヨークをはじめとする米国内の州や自治体が独自に気候変動対策にコミットする動きを見せている。パリ協定の目標達成に取り組む州からなる「気候同盟」（climate alliance）の創設である。同盟に参加した諸州は、それぞれ独自に「パリ協定」の履行を図るために、州法を立法している⁵⁶。米国政府が国際主義から離脱しても、州や市の国際主義は健在なのである。

アメリカ南部のメキシコ国境でも、新たな動きが芽生えている。テキサスの町エルパソで「人権のた

めの国境ネットワーク」（The Border Network for Human Rights, BNHR）は、21世紀において人権を守るということの意味を草の根から問い直し、再定義する活動に取り組んでいる。この地域には、米政府の移民政策によって長いあいだ「犯罪者」として扱われてきた不法移民の人々がいる。自らが権利と尊厳を有する主体であるということを認識することが困難な状況にある彼ら彼女らにとって、BNHRの活動は意味を持っている。民家の居間でコーヒーを飲みながら開かれるミーティングが活動の舞台である。そこでは、世界人権宣言や合衆国憲法、そして移民史といった知識を共有する。人々に国際人権規範に触れてもらうことで、自分たちの境遇を国際的な枠組みのなかで捉え直すことができるよう手助けする。そして、自らが受けた不公正や苦痛を語り、自らの物語として共有することで、人々の重荷を緩和し、法の下で尊厳と公正な処遇を与えられるべき個人としての自己を回復することを手助けするのである⁵⁷。

このような活動は、70年代以降にアメリカの政治文化に根を下ろした人権言語とは一線を画するものである。なぜなら、元来アメリカにおいて人権という概念は、主に60年代後半以降になって、ギリシアの軍事クーデターやラテン・アメリカの独裁政権の抑圧に向き合う過程で社会的に普及したものであり、多くのアメリカ人にとって人権問題とはすなわち遠くの国で起こっている危機のことだったからである。バーバラ・キースが描いたように、現代アメリカの政治文化において人権言語はベトナム戦争で傷ついたアメリカニズムを癒すものとしてその大衆的基盤を獲得したのであり、アメリカ例外主義と親和的だった⁵⁸。これに対してトランプ時代は、人権侵害をめぐる内外の境界線を越えて市民社会が人権の道徳的・政治的パワーを再発見していく時代となるかもしれない⁵⁹。今日のBNHRの活動は、そのような人権概念を草の根レベルから再想像し、個人の関係性のなかから人権へのコミットメントを確立する試みだと言える。

ポピュリズムと排外主義が強まる今日、国際主義の歴史に関心を持つ歴史家がなさなければならないのは、上述のような現在進行中の国際主義の草の根の動きに対してアンテナを張り、観察し、記録していくことだろう。そして、そのような「現在」をめぐる認識を「過去」に投げかけ、人々がいかに自らを取り巻く大小の権力と対峙し、何を求め、何を達成し、何を達成できなかったのか、といった問題について考察し、歴史として再構成していく必要がある

る。必然的にそれは、国際主義と国際機構の「社会的裾野」を射程に収める歴史叙述となろう。世界秩序という次元における「大文字の国際主義」の機能不全を論じるどころからスタートするのではなく、まずは国際機構の社会的裾野における「小文字の国際主義」を切り口にして、人々の活動によって彼ら彼女らを取り巻くローカルの秩序の揺れ動く様を捉えていく。そこから始まる国際機構史もあるのかもしれない。

- ¹ Mark Mazower, *Governing the World: The History of an Idea*, (The Penguin Press, 2012), Ch.14. (マーク・マゾワー (著) 依田卓巳 (訳) 『国際協調の先駆者たち 理想と現実の200年』(NTT出版, 2015年), 第14章。以下引用は邦訳版に依拠する。)
- ² E・H・カー (著) 清水幾太郎 (訳) 『歴史とは何か』(岩波新書, 1962年), 40頁。
- ³ たとえば日本国際政治学会 (編) 『国際政治』193号 (特集: 「歴史のなかの平和的国際機構」) (有斐閣, 2018年); 三須拓也 『コンゴ動乱と国際連合の危機—米国と国連の協働介入史, 1960~1963年』(ミネルヴァ書房, 2017年); 後藤春美 『国際主義との格闘—日本、国際連盟、イギリス帝国』(中公叢書, 2016年); 藪田有紀子 『レナード・ウルフと国際連盟: 理想と現実の間で』(昭和堂, 2016年); 三牧聖子 『戦争違法化運動の時代—「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』(名古屋大学出版会, 2014年); 安田佳代 『国際政治のなかの国際保健事業—国際連盟保健機関から世界保健機関、ユニセフへ』(ミネルヴァ書房, 2014年); 篠原初枝 『国際連盟—世界平和への夢と挫折』(中公新書, 2010年); 緒方貞子・半澤朝彦 (編) 『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容—国連と国際政治史』(ミネルヴァ書房, 2007年)
- ⁴ マゾワー 『国際協調の先駆者たち』, iii頁。
- ⁵ 同上, iii - iv頁。
- ⁶ 同上, はじめに。
- ⁷ 同上, v頁。
- ⁸ Mark Mazower, *No Enchanted Palace: The End of Empire and the Ideological Origins of the United Nations*, (Princeton University Press, 2009) (マーク・マゾワー (著) 池田年穂 (訳) 『国連と帝国』(慶應義塾大学出版会, 2015年), 7頁)
- ⁹ Mark Mazower, “The Strange Triumph of Human Rights, 1933-1950” *The Historical Journal*, 47, 2 (2004), pp. 379-398.
- ¹⁰ Akira Iriye, *Cultural Internationalism and World Order*, (Johns Hopkins University Press, 1997) (入江昭 (著) 篠原初枝 (訳) 『権力政治を超えて—文化国際主義と世界秩序』(岩波書店, 1998年), 2頁)
- ¹¹ Akira Iriye, *Global Community: The Role of International Organizations in the Making of the*

- Contemporary World*, (University of California Press, 2002) (入江昭 (著) 篠原初枝 (訳) 『グローバル・コミュニティ—国際機関・NGOがつくる世界』(早稲田大学出版部, 2006年), ii頁)
- ¹² マゾワー 『国際協調の先駆者たち』, 38-39頁。
- ¹³ 同上, 60-61頁。
- ¹⁴ 同上, 86頁。
- ¹⁵ 同上, 108頁。
- ¹⁶ 同上, 191-192頁。
- ¹⁷ 同上, 195頁。
- ¹⁸ 同上, 第11-12章。
- ¹⁹ 同上, 348頁。
- ²⁰ 同上, 246頁。
- ²¹ 同上, 331頁。
- ²² 同上, 246頁。
- ²³ Proclamation 9683 of December 6, 2017. <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-12-11/pdf/2017-26832.pdf#page=1> (2018年9月12日閲覧)
- ²⁴ 国連安保理決議2334 [https://undocs.org/S/RES/2334\(2016\)](https://undocs.org/S/RES/2334(2016)) (2018年9月12日閲覧)
- ²⁵ <https://twitter.com/realdonaldtrump/status/812390964740427776> (2018年10月27日閲覧)
- ²⁶ Press Statement “The United States Withdraws From UNESCO”, October 12, 2017. <https://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2017/10/274748.htm> (2018年9月17日閲覧); Remarks by Mike Pompeo and Nikki Haley, “Remarks on the UN Human Rights Council”, June 19, 2018. <https://www.state.gov/secretary/remarks/2018/06/283341.htm> (2018年9月17日閲覧)
- ²⁷ Carol Morello “U.S. threatens countries with loss of aid over U.N. vote on Jerusalem”, *Washington Post*, December 20, 2017.
- ²⁸ 国連のパレスチナ問題への取り組みの歴史をまとめた論考として、奈良本英佑 「パレスチナ問題と国連」 『経済志林』, 79巻 (4号), 141-168頁。
- ²⁹ A/RES/181(II), November 29, 1947. <https://unispal.un.org/DPA/DPR/unispal.nsf/0/7F0AF2BD897689B785256C330061D253> (2018年9月12日閲覧)
- ³⁰ Yossi Feintuch, *U.S. Policy on Jerusalem*, (Greenwood Press, 1987).
- ³¹ 泉淳 『アイゼンハワー政権の中東政策』(国際書院, 2001年), 第三章。
- ³² 同上, 246頁。
- ³³ Feintuch, *op.cit.*
- ³⁴ ジョン・ミアシャイマー、スティーヴン・ウォルト (著) 副島隆彦 (訳) 『イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策』1 (講談社, 2007年), 32頁。AIPACの政策決定過程への影響力については同書の特に第五章。
- ³⁵ JERUSALEM EMBASSY ACT OF 1995 (Public Law

- 104-45)
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-104publ45/html/PLAW-104publ45.htm> (2018年9月12日閲覧)
- ³⁶ Peter Baker, "Donald Trump Won't Move Embassy to Jerusalem, at Least for Now", *New York Times*, June 1, 2017.
- ³⁷ The LA Jewish Journal Survey, July 23, 2015.
<http://jewishjournal.com/iransurvey/> (2018年9月12日閲覧)
- ³⁸ 立山良司「米国ユダヤ人の対イスラエル観の変化と新しいロビー組織 JSTREET の活動」『中東レビュー2 (2015年): 103-121; 立山良司『ユダヤとアメリカ——揺れ動くイスラエル・ロビー』(中公新書, 2016年), 第六章。
- ³⁹ Peter Beinart, "The Era of Iran Is Over; the Age of BDS Begins", *Haaretz*, June 4, 2015.
- ⁴⁰ ASA resolution: Boycott of Israeli Academic Institutions, December 4, 2013.
<https://www.theasa.net/about/advocacy/resolutions-actions/resolutions/boycott-israeli-academic-institutions> (2018年9月12日閲覧)。アメリカ研究者の吉原真理(ハワイ大学)は同決議をめぐる ASA の議論をブログで紹介している。「American Studies Association, 対イスラエル学術ボイコット決議を採択」(2013年12月16日)
<http://mariyoshihara.blogspot.com/2013/12/american-studies-association.html> (2018年9月12日閲覧)
- ⁴¹ 最上敏樹『国連とアメリカ』(岩波新書, 2005年), 第五章。
- ⁴² マゾワー『国際協調の先駆者たち』, 第11章。
- ⁴³ Paul Thomas Chamberlin, *The Global Offensive: The United States, the Palestine Liberation Organization, and the Making of the Post-Cold War Order*, (Oxford University Press, 2012).
- ⁴⁴ 奈良本、前掲「パレスチナ問題と国連」。
- ⁴⁵ パレスチナによる UNESCO の活用についてのブネイ・ブリスによる批判として "Weaponizing UNESCO", August 4, 2016.
<http://www.bnaibrith.org/expert-analysis/weaponizing-unesco> (2018年9月12日閲覧)
- ⁴⁶ "Palestinian Authority Becomes Official Member of International Criminal Court", *Haaretz*, April 1, 2015.
- ⁴⁷ Richard Silverstein, "The PA, the ICC and Israel", *Middle East Eye*, July 22, 2018.
<https://www.middleeasteye.net/columns/fix-palestines-icc-case-1741773936> (2018年9月12日閲覧)
- ⁴⁸ "How Palestinians Pushed for the UN to Vote on Settlements," *Haaretz*, December 25, 2016.
- ⁴⁹ GA / AB / 4224, December 24, 2016.
<https://www.un.org/press/en/2016/gaab4224.doc.htm> (2018年9月12日閲覧)
- ⁵⁰ Oren Drori, "BDS at the United Nations," January 10, 2017.
<http://www.bnaibrith.org/expert-analysis/bds-at-the-united-nations> (2018年9月12日閲覧)
- ⁵¹ "John Bolton threatens ICC with sanctions: 'We will not cooperate', *Al Jazeera*, September 11, 2018.
- ⁵² 「パレスチナ、3国連機関・条約に加盟 = 米大使館移転で対抗措置」『時事ドットコム』2018年5月24日。
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018052400250&g=int> (2018年10月27日閲覧)
- ⁵³ "Palestine elected presiding country of Group of 77 at UN", *Al Jazeera*, July 26, 2018.
<https://www.aljazeera.com/news/2018/07/palestine-elected-presiding-country-group-77-180726103403314.html> (2018年10月31日閲覧); Michelle Nichols, "U.N. allows Palestinians to act more like full member in 2019", *Reuters*, October 18, 2018.
<https://www.reuters.com/article/us-palestinians-un/u-n-allows-palestinians-to-act-more-like-full-member-in-2019-idUSKCN1MQ2R7> (2018年10月31日閲覧)
- ⁵⁴ Erez Manela, *Wilsonian Moment: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism*, (Oxford University Press, 2007). 筆者もまた権力政治と各国社会の運動が交錯する瞬間を捉えた叙述を試みてきたつもりである。拙論「ユダヤ人問題」の解を求めて—アメリカ・ユダヤ人委員会、国際人権とイスラエルの建国一九四二—一九四八年」『国際政治』176号(2014年); 拙論「黒人運動の「外交」—全米黒人向上協会 (NAACP)、国際連合と冷戦」足羽與志子・中野聡・吉田裕(編著)『平和と和解—思想・経験・方法』(旬報社, 2015年); 拙論「人権外交」のジレンマ—国際人権規約起草をめぐる国際/国内政治とアメリカ国務省 1949-1953」『アメリカ史研究』39号(2016年); 拙論「国際機構に請願する権利—世界人権宣言と個人の主体化をめぐる国連史序説」『国際政治』193号(2018年)
- ⁵⁵ 錦田愛子「トランプ政権の支援停止決定で、国連のパレスチナ難民支援機関が財政危機に」『ニューズウィーク日本版』2018年9月1日。
- ⁵⁶ Stewart Patrick, "As Trump abandons globalism, governors take to world stage", *The Hill*, July 19, 2018; 「米 CA 州などバリ協定の目標達成へ気候同盟を設立 他国とも連携へ」『ニューズウィーク日本版』2017年6月2日。
- ⁵⁷ Joel Pruce, "Human Rights from the Bottom Up", *The Nation*, August 8, 2018.
- ⁵⁸ Barbara Keys, *Reclaiming American Virtue: The Human Rights Revolution of the 1970s*, (Harvard University Press, 2014).
- ⁵⁹ Mark Philip Bradley, "Might Trump lead US activists to rediscover international human rights?", *Open Global Rights*, February 27, 2017.
<https://www.openglobalrights.org/might-trump-lead-us-activists-to-rediscover-international-human-rights/> (2018年10月27日閲覧)

(平成 30 年 9 月 25 日受付、平成 30 年 11 月 6 日受理)

